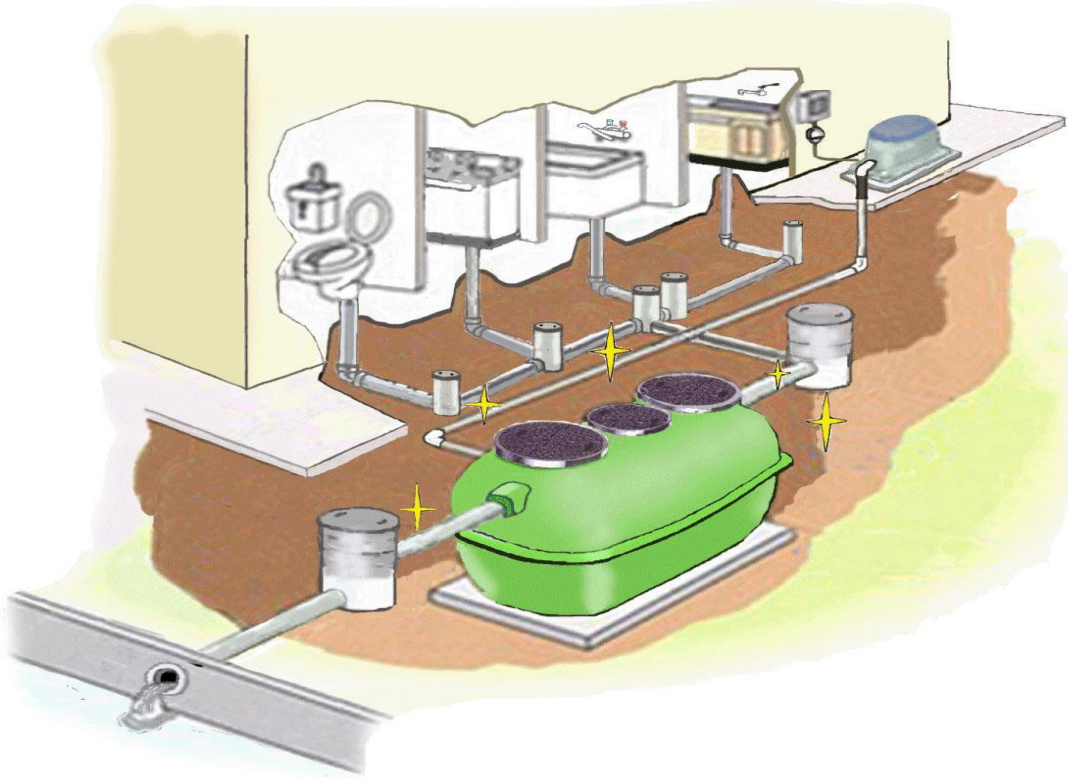


平成31年度  
沼津市浄化槽設置事業補助金  
交付の手引き



沼津市役所 水道部 水道サービス課  
水道部 水道総務課

問い合わせ先

受付時間： 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

水道サービス課（申請受付窓口）

TEL：055-934-4853／FAX：055-934-0887

Mail：[suido-sa@city.numazu.lg.jp](mailto:suido-sa@city.numazu.lg.jp)

水道総務課（補助金交付窓口）

TEL：055-934-4851／FAX：055-931-8101

Mail：[suido-so@city.numazu.lg.jp](mailto:suido-so@city.numazu.lg.jp)

## 1 申請受付期間

平成31年4月1日（月）から令和元年12月27日（金）まで  
※国庫補助の関係で12月までとしています。

## 2 浄化槽補助申請の流れ

- ① 補助対象区域の確認（申請者→市）  
↓  
（「補助金の対象となる可能性あり」と回答させていただいた場合）
- ② 「事業計画書」提出（申請者→市）  
※設置場所、設置する浄化槽（メーカー・人槽・方式）、工事着手予定日、工事完了予定日、設置事業費（見積書添付）、施工業者及び連絡先、既存浄化槽の有無が記載されているものなら書式は問いません。  
申請者・施主  
↓
- ③ 「事業計画書」審査（市）  
↓  
（補助対象として該当した場合）
- ④ 「浄化槽設置整備事業補助金の内示（通知）」（市→申請者）  
↓
- ⑤ 「補助金交付申請書」提出（申請者→市）  
※添付書類有り（交付要綱等を確認のこと） 次ページ参照  
↓
- ⑥ 「補助金交付申請書」審査（市）  
↓  
（補助金交付が決定した場合）  
「補助金交付決定」（市）  
↓
- ⑦ 「補助金交付決定通知書」送付（市→申請者）  
↓
- ⑧ 「浄化槽設置事業」着手・完成  
↓
- ⑨ 「事業実績報告書」提出（申請者→市）  
※添付書類有り（交付要綱等を確認のこと） 裏面参照  
↓
- ⑩ 「事業実績報告書」審査（市）  
↓  
「補助金交付額確定」（市）  
↓
- ⑪ 「補助金交付額確定通知書」送付（市→申請者）  
↓
- ⑫ 「補助金支払請求書」提出（申請者→市）  
※口座振替依頼書もあわせてご提出ください。  
↓
- ⑬ 「浄化槽設置事業補助金」交付（支払）（市→申請者）  
※①～⑦まで約1ヶ月かかります

### 3 必要な添付書類

⑤ 「補助金交付申請書」提出（申請者→市）の際に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 浄化槽設置事業計画書（第2号様式）
- 浄化槽登録証の写し
- 登録浄化槽管理票（C票）※写しでも可
- 型式適合認定書の写し
- 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証 ※
- 確認申請書第一面～第五面 ※
- 建物平面図 ※水周りの位置がわかるようなもの
- 浄化槽配置図及び排水配管図（平面図、縦断図）
- 設置場所（現地）の案内図
- 浄化槽設備士免状
- 同意書（浄化槽設置者のみ）

◎設置替えの場合は、※のものは添付不用です

⑨ 「事業実績報告書」提出（申請者→市）の際に必要な書類

- 浄化槽設置事業実績報告書（第4号様式）
- 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- 浄化槽工事工程写真
- 浄化槽施工業者との瑕疵担保に関する覚書書の写し
- 浄化槽設置確認検査表（第5号様式）
- 浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査の依頼書の写し
- 浄化槽法第11条の規定による定期検査契約書の写し
- 工事代金領収書の写し

### 4 注意事項

- この補助金対象事業は、必ず補助金交付決定後に着工してください。
- 「補助金交付申請書」提出には、見積書・建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証と確認申請書第1面～第5面の写し・設置場所の案内図（地図）等が必要です。
  - (ア) 「補助金交付申請書」「事業実績報告書」提出には、それぞれ必要な添付書類がありますので、確認の上、書類を作成してください。
  - (イ) 提出は速やかにお願いします。  
書類不備や提出の遅延がありますと、場合によっては理由書の添付が必要になることもありますので、そうならないようご注意ください。
  - (ウ) 各書類に押印する印鑑は、統一して同じ印鑑を押印してください。

### 5 補助対象区域

沼津市域のうち沼津市公共下水道計画区域外の区域。

### 6 補助対象者

補助対象区域内において、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者及び集中処理浄化槽を設置しようとする者。ただし、次の場合は、補助金を交付しない。

- (ア) 建築確認又は浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化

槽を設置する者。

- (イ) 市税を滞納している者。
- (ウ) 賃貸の目的で浄化槽付き専用住宅を建築又は改築する者。
- (エ) 専用住宅を借りている者で、貸主の承諾が得られない者。
- (オ) 販売の目的で浄化槽付き専用住宅を建築又は改築する者。
- (カ) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。
- (キ) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者。

## 7 補助額の上限額

### (1) 平成30年3月31までの沼津市公共下水道計画区域外

人槽区分	上限額	
	設置替え	新設
5人槽	414,000円	332,000円
6～7人槽	516,000円	414,000円
8～10人槽	684,000円	548,000円
11～20人槽	1,173,000円	939,000円
21～30人槽	1,840,000円	1,472,000円
31～50人槽	2,545,000円	2,037,000円

### (2) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となる市街化調整区域

人槽区分	上限額	
	設置替え	新設
5人槽	414,000円	332,000円
6～7人槽	516,000円	414,000円
8～10人槽	684,000円	548,000円
11～20人槽	1,173,000円	939,000円
21～30人槽	1,840,000円	1,472,000円
31～50人槽	2,545,000円	2,037,000円
51人槽～	2,884,000円	2,326,000円

### (3) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となる市街化区域

人槽区分	上限額	
	設置替え	新設
5人槽	517,000円	415,000円
6～7人槽	645,000円	517,000円
8～10人槽	855,000円	685,000円
11～20人槽	1,373,000円	1,139,000円
21～30人槽	2,040,000円	1,672,000円
31～50人槽	2,745,000円	2,237,000円
51人槽～	3,084,000円	2,526,000円

## 8 施工方法等

平成19年10月に環境省浄化槽推進室から通知されている、「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」第3章 設置工事と浄化槽の種類を参照して下さい。